

(土地区画整理法施行令の一部改正)
第三十条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第六十一条第一項中「本条」を「この条」に、「年六パーセント」を「法第三十条第四項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率」に、「年六パーセント以内」を「当該法定利率以内」に改める。

(土地区画整理法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三十一条 施行日の前々日までに土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十条第四項の規定による公告があつた場合における同法第一百十條第二項の規定による分割徴収又は分割交付に係る清算金に付すべき利率については、前条の規定による改正後の土地区画整理法施行令第六十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(ダム使用権登録令の一部改正)
第三十二条 ダム使用権登録令(昭和四十二年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第二十七条中「第四百二十三條」を「第四百二十三條第一項又は第四百二十三條の七」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。
第二十八条中「代金」の下に「(民法第五百七十九條の別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額)」を加える。

(都市再開発法施行令の一部改正)
第三十三条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
第四十二条第一項中「年六パーセント」を「法第三十三条第一項の規定による通知を發した日における法定利率」に改める。
第四十六条の十一中「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第四十二条第一項中「法第三十三条第一項」とあるのは、「法第一百八條の二十三第一項」と読み替へるものとする。
第三十四条 施行日前に都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十三条第一項又は第一百八條の二十三第一項の規定による通知が發せられた場合における同法第六條第一項(同法第一百八條の二十四第二項において準用する場合を含む。)、規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利率については、前条の規定による改正後の都市再開発法施行令(以下この条において「新都市再開発法施行令」という。)第四十二条第一項(新都市再開発法施行令第四十六条の十一において準用する場合を含む。)、規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小型船舶登録令の一部改正)
第三十五条 小型船舶登録令(平成十三年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条中「第四百二十三條」を「第四百二十三條第一項又は第四百二十三條の七」に改める。

附則
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十二年四月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
法務大臣 上川 陽子
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 林 芳正
農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

省 令

○財務省令第四十四号

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十條の五の五第一項、第四十二條の十二の六第一項及び第六十八條の十五の七第一項並びに租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第五條の六の五第一項、第二十七條の十二の六第一項及び第三十九條の四十七の二第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年六月六日
財務大臣 麻生 太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令
租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の十二の次に次の一條を加える。
(革新的情報産業活用設備を取得した場合の特
別償却又は所得税額の特別控除)

第五條の十二の二 施行令第五條の六の五第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2 法第十條の五の五第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものは、同項に規定する認定革新的データ産業活用計画に記載された同項に規定する政令で定めるソフトウェアとする。

3 法第十條の五の五第一項に規定する主として産業試験研究の用に供されるものとして財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品(機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

第五條の十四第二項中(昭和四十年大蔵省令第十五号)を削る。

第二十條の十の次に次の一條を加える。
(革新的情報産業活用設備を取得した場合の特
別償却又は法人税額の特別控除)

第二十條の十の二 施行令第二十七條の十二の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2 法第四十二條の十二の六第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものは、同項に規定する認定革新的データ産業活用計画に記載された同項に規定する政令で定めるソフトウェアとする。

3 法第四十二條の十二の六第一項に規定する主として産業試験研究の用に供されるものとして財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品(機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

第二十條の次に次の二條を加える。
(革新的情報産業活用設備を取得した場合の特
別償却又は法人税額の特別控除)

第二十二條の三十三 施行令第三十九條の四十七の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2 法第六十八條の十五の七第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をするものとして財務省令で定めるものは、同項に規定する認定革新的データ産業活用計画に記載された同項に規定する政令で定めるソフトウェアとする。

3 法第六十八條の十五の七第一項に規定する主として産業試験研究の用に供されるものとして財務省令で定めるものは、主として同項に規定する産業試験研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げるソフトウェア、機械及び装置並びに器具及び備品(機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。